

# 白根ケーブルネットワーク株式会社放送番組基準

平成27年1月改正

## (趣旨)

第1条 白根ケーブルネットワーク株式会社（以下「NUS」という。）は、南アルプス市白根・芦安行政区域内を主とする情報伝達媒体の有線テレビジョン放送（以下「白根CATV」という。）として、地域の文化と福祉の向上、産業と経済の振興に寄与し、地域の活性化に資するため、民主主義の精神に則り法と秩序を遵守し基本的人権の擁護、言論及び表現の自由を尊重して、世論を鑑みた地域社会の信頼に応える放送を行う。

## (目的)

第2条 NUSの放送は、番組相互の調和と放送時間に配慮し即時性、普遍性、多様性などの白根CATVがもつ特性を発揮し、次の項目を重視して内容の充実に努めることを目的とする。

- 1) 的確な地域情報番組の放送
- 2) 正確で迅速な放送体制の確立
- 3) 健全な娯楽番組の放送
- 4) 教育の充実、教養の普及に資する番組の放送
- 5) 児童及び青少年の健全育成に資する番組の放送
- 6) 公序良俗に沿い、真実を遵守する広告放送の提供

## (放送基準)

平成3年制定の白根ケーブルネットワーク株式会社放送基準は、平成27年1月26日より、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟が制定する放送基準に準拠する。